

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づき、貨物の積卸及び交通場所を下記のとおり、変更したので、関税法施行令第22条第1項の規定により公告する。

令和3年4月 1日

八代税関支署長 橋本 直樹

記

水俣港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示

1. 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

| 港 名 | 場 所 の 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|-------|--|----------------------------|-----|
| 水 俣 港 | (1) 緑ふ頭岸壁 (水深 6.5m岸壁 210m) | 水俣市大字月浦字前田 54 番 166 | |
| | (2) 汐見岸壁 (水深 10.0m岸壁 185m、水深 7.5m 岸壁 130m) | 水俣市汐見町 1 丁目 231 番地 12 号 | |

2. 船用品及び携帯品の積卸場所並びに船舶と陸地との交通場所

| 港 名 | 場 所 の 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
|-------|--|----------------------------|--|
| 水 俣 港 | (1) 緑鼻浮棧橋 | 水俣市大字月浦字前田 54 番 179 | ただし、(2) 及び (3) の岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸又は交通する場合に限る。 |
| | (2) 緑ふ頭岸壁 (水深 6.5m岸壁 210m) | 水俣市大字月浦字前田 54 番 166 | |
| | (3) 汐見岸壁 (水深 10.0m岸壁 185m、水深 7.5m 岸壁 130m) | 水俣市汐見町 1 丁目 231 番地 12 号 | |